

## 南伊勢町介護ロボット導入支援事業費補助金交付要綱

令和2年6月11日

告示第90号

改正 令和2年10月12日告示第129号

(趣旨)

第1条 南伊勢町介護ロボット導入支援事業費補助金は、介護ロボットの導入を促進することにより、介護従事者の負担軽減を図るとともに、介護業務の効率化を図ることを目的に、本町内の介護事業所への介護ロボット導入に係る経費に対し、予算の範囲内において介護ロボット導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、三重県介護従事者確保事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という。）及び南伊勢町補助金等交付規則（平成17年南伊勢町規則第57号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業とは、当該年度において第4条の要件を満たす介護ロボットを導入する事業（以下「補助事業」という。）をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱における補助対象者は、三重県が地域医療介護総合確保基金を活用して実施する三重県介護従事者確保事業費補助金に採択され、交付決定を受けた補助事業を実施する介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第8条（第6項、第12項及び第13項を除く。）に掲げる事業を行う南伊勢町内に所在する事業所及び施設（以下「補助事業者」という。）とする。

(補助の対象範囲)

第4条 この要綱において、介護ロボットとは、次の各号の要件を全て満たす機器とし、補助の対象範囲は、介護ロボットの購入若しくは3年以上のレンタル、リース及び機器の設置に要する経費を対象とする。

(1) 移乗介護、移動支援、排泄支援、身守り・コミュニケーション、入浴支援、介護業務支援のいずれかの日常生活支援として使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること。

(2) 次のいずれかの技術的要件を満たす介護ロボットであること。

ア センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行うロボット技術を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット。

イ 経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・標準化事業」において採択された介護ロボット。

(3) 販売価格が公表されており、一般的に購入又はレンタル、リース契約が締結できる状態であること。

2 見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備するための経費として、次のいずれかを対象とする。なお、既に見守り機器を導入している場合において、見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境の整備を行う場合も対象とする。

(1) 配線工事 (Wi-Fi 環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む。)、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築などWi-Fi 環境を整備するために必要な経費。

(2) 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム (デジタル簡易無線登録型等のWi-Fi 非対応型のインカムを含む。) の導入に要する経費。

(補助限度)

第5条 補助の限度は、第8条に掲げる一計画につき一回とし、見守り機器導入に伴う通信環境整備については、一事業所につき一回限りの補助とする。

(対象外となる経費)

第6条 以下のものは対象経費から除くものとする。

ア 機器のメンテナンスに要する経費

イ 保険料

ウ 消費税及び地方消費税

エ 交付決定前に購入又はレンタル、リース契約を締結したもの

オ 導入翌年度以降のレンタル、リースに要する経費

カ その他、本事業として適当とは認められない費用

(補助金の交付額)

第7条 補助金の交付額は、補助対象経費の実支出額に4分の1を乗じて得た額と、移乗支援 (装着型・非装着型) 及び入浴支援の介護ロボットについては1機器につき50万円、その他の介護ロボットについては1機器につき15万円とを比較し、少ない方の額を補助額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

2 見守り機器の導入に伴う通信環境整備にかかる補助の交付額は、1事業所につき、補助対象経費の実支出額に4分の1を乗じて得た額と、375万円とを比較し、少ない方の額を補助額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(導入計画)

第8条 事業者は、介護従事者の負担軽減等のための介護ロボット導入計画を作成する。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする事業者は、様式1による申請書に関係書類を添えて、町長が別に定める期日までに、交付の申請を行うものとする。

2 様式2による事業実施計画書には、導入後3年間の達成すべき目標、導入すべ

き機器、期待される効果等を記載することとし、実際の活用モデルを示すことで他の介護施設等の参考となるべき内容とすること。

(補助金の交付決定等)

第10条 町長は、前条の規定による申請があった場合において、申請に係る書類を審査のうえ適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、様式3の通知書により補助事業者へその旨を通知するものとする。

2 補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 交付要領第5条の条件。

(2) 補助事業者が支援事業を実施するために必要な調達を行う場合には、県と町の助成を受けて行う事業であることに留意し、県や町が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(事業の計画変更及び中止・廃止)

第11条 この補助金の交付決定後において、事情の変更により申請の内容を変更、又は中止、廃止をしようとする場合(軽微な変更を除く。)には、様式4による申請書に關係書類を添えて、町長に提出するものとする。

2 前項に規定する「軽微な変更」とは、1事業あたりの交付決定額の20パーセント未満の減とし、事業間の経費の配分変更がなく、補助の目的や事業内容に変更を生じない場合とする。

3 町長は、第1項による申請があったときは、内容を審査し、適正と認める場合は、事業変更(中止・廃止)を承認し、様式5の通知書により補助事業者へその旨を通知するものとする。

(事業開始報告)

第12条 補助事業者は、支援事業を開始したときは様式6により、事業開始後7日以内に町長に報告しなければならない。なお、事業の開始とは、一般競争入札の場合は入札告示日、指名競争入札の場合は指名通知を發した日、随意契約による見積合せの場合は見積もり依頼を發した日をいう。

(入札(見積)結果報告)

第13条 補助事業者は、入札(見積合せ)が終了したときは、速やかに様式7により町長に報告しなければならない。

(事業完了報告)

第14条 補助事業者は、支援事業が完了したときは、事業を完了した日から5日を経過した日又はこの補助金の交付の決定に係る町の会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、様式8により支援事業の完了について町長に報告しなければならない。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、実績報告を行う場合は、様式9により報告するものとし、次に掲げる補助対象経費の支払いに係るすべての書類の写しを添付するものとする。

- ア 契約書
- イ 見積（明細）書
- ウ 請求書
- エ 領収書
- オ 納品書
- カ その他町長が必要と認める書類等

（補助金の額の確定）

第16条 前条の実績報告を受けたときは、事業の完了を確認し、その内容を審査し、必要があると認めるときは現場調査を行い、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、様式11の通知書により補助事業者はその旨を通知するものとする。

（補助金の支払い）

第17条 補助事業者は補助金の支払いを受けようとするとき、様式12の請求書を町長に提出しなければならない。

2 町長は、必要があると認める場合においては、予算の範囲内において概算払をすることができる。

（補助金の返還）

第18条 町長は、補助金の交付を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- （1）実績報告書により、精算額が生じたとき。
- （2）この要綱の規定に違反し、又は不正な方法によって補助金の交付を受けたとき。
- （3）前2号に掲げるもののほか、補助金の交付が補助事業に不適切と認められたとき。

（導入効果の報告）

第19条 補助事業者は、支援事業により介護ロボットを導入したことにより得られた効果に関するデータ等について、客観的な評価指標に基づき、導入年度の翌年度から3年間、各2月末日までに様式13により報告しなければならない。

附 則

この要綱は公布の日から施行する。

附 則

この要綱は公布の日から施行する。

様式1

番 号  
年 月 日

南伊勢町長 あて

申請者 所在地  
団体名  
代表者 印

年度南伊勢町介護ロボット導入支援事業費補助金の交付申請について

このことについて、南伊勢町介護ロボット導入支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

(交付申請額)

金 円

- 1 事業実施計画書（様式2）
- 2 歳入歳出予算書（見込書）抄本（任意様式）
- 3 その他参考となる資料

(問い合わせ先)

担当

電話

メール

様式 2

介護ロボット導入支援事業実施計画書

1 対象施設の概要

(1) 施設及び事業所の名称及び所在地

(2) 利用定員数

2 事業実施計画

介護ロボットの種別			導入台数		
導入予定日			リースの契約期間		
年 月 日			年 月 日から 年 月 日まで		
事業概要及び導入スケジュール					
介護ロボット導入後3年間の達成すべき目標					
介護ロボット導入により期待される効果等					

3 補助金対象経費内訳

購入の場合

対象経費	購入機器名	単価	補助額	備考
備品購入費				
合計				

整備の場合

対象経費	内容・導入機器名	費用	補助額	備考
合計				

レンタル、リースの場合

対象経費	レンタル、リース機器名	初年度経費	補助額	備考
使用料及び賃借料				
合計				

様式第3

南伊勢町指令 第 号

南伊勢町介護ロボット導入支援事業費補助金交付決定通知書

(団体名 代表者名) 様

年 月 日付、第 号で申請のあった南伊勢町介護ロボット導入支援事業費補助金に対し、南伊勢町介護ロボット導入支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により交付を決定する。

- 1 補助金の交付となる事業内容は、年 月 日付、第 号で交付申請のあった南伊勢町介護ロボット導入支援事業費補助金交付申請書の記載のとおりとする。
- 2 補助条件は、南伊勢町介護ロボット導入支援事業費補助金交付要綱の定めるところに従うこと。

年 月 日

南伊勢町長

印

様式4

番 号  
年 月 日

南伊勢町長 あて

申請者 所在地  
団体名  
代表者職氏名 印

年度南伊勢町介護ロボット導入支援事業費補助金の計画変更（中止・廃止）の申請について

年 月 日付け南伊勢町指令 第 号で交付決定のあった 年度南伊勢町介護ロボット導入支援事業の実施について変更（中止・廃止）が生じたので、南伊勢町介護ロボット導入支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額	金	円
(既交付決定額)	金	円
(差引変更増減額)	金	円

- 1 事業実施計画書（様式2）又は事業中止・廃止理由書（任意様式）
- 2 歳入歳出予算書（抄本）（任意様式）
- 3 その他参考となる書類

(問い合わせ先)

担当

電話

メール



様式5

南伊勢町介護ロボット導入支援事業費補助金の計画変更（中止・廃止）承認通知書

（団体名 代表者名） 様

年 月 日付、第 号で計画変更（中止・廃止）申請のあった南伊勢町介護ロボット導入支援事業費補助金に対し、南伊勢町介護ロボット導入支援事業費補助金交付要綱第11条第3項の規定により、計画変更（中止・廃止）を承認する。

- 1 補助金の交付となる事業内容は、年 月 日付、第 号で変更（中止・廃止）申請のあった南伊勢町介護ロボット導入支援事業費補助金計画変更（中止・廃止）申請書の記載のとおりとする。
- 2 補助条件は、南伊勢町介護ロボット導入支援事業費補助金交付要綱の定めるところに従うこと。

年 月 日

南伊勢町長

印

様式6

番 号  
年 月 日

南伊勢町長 あて

申請者 所在地  
          団体名  
          代表者 印

事 業 開 始 報 告 書

年度南伊勢町介護ロボット導入支援事業を開始しましたので報告します。

- 1 施設名
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 事業開始年月日 年 月 日
- 4 事業完了（予定）年月日 年 月 日

備考 事業開始後7日以内に報告すること。

様式 7

番 号  
年 月 日

南伊勢町長 あて

申請者 所在地  
団体名  
代表者 印

入札（見積合せ）結果報告書

このことについて、下記のとおり、年度南伊勢町介護ロボット導入支援事業の入札（見積合せ）結果を報告します。

記

施設名：

機器名：

契約方法	ア 一般競争入札		イ 指名競争入札	ウ 見積合せ	
入札（見積合せ）実施日	年 月 日	入札（見積合せ）場所		入札（見積）者数	
予定価格（税込）	金		円		
落札業者	業者名				
落札（契約）金 額	うち消費税及び地方消費税額		金	円	
入札（見積合せ）経緯	入札（見積）者	第1回 入札（見積）額	第2回 入札（見積）額	第3回 入札（見積）額	
入札（見積合せ）立会者の確認					
上記のとおり入札（見積合せ）が適正に実施されたことを確認します。					
年 月 日 (立会人職氏名)					

- 備考
- 1 入札（見積合せ）後、速やかに提出すること。
  - 2 入札（見積合せ）が不調となったときも、その旨報告すること。
  - 3 入札（見積）者が辞退したときは、第1回入札額の欄に「辞退」と記載すること。

様式 8

番 号  
年 月 日

南伊勢町長 へ

申請者 所在地  
団体名  
代表者 印

事業完了報告書

年度南伊勢町介護ロボット導入支援事業が完了しましたので報告します。

- 1 施設名
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 事業開始年月日 年 月 日
- 4 事業完了年月日 年 月 日

備考 事業完了後 5 日を経過した日又は当該年度の 3 月 3 1 日のいずれか早い日までに報告すること。

南伊勢町長 あて

申請者 所在地  
団体名  
代表者

印

年度南伊勢町介護ロボット導入支援事業費補助金事業実績報告について

年 月 日付け南伊勢町指令 第 号で交付決定のありましたこの補助金  
にかかる事業実績について、南伊勢町介護ロボット導入支援事業費補助金交付要綱第 15 条  
の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業実施報告書（様式 10）
- 2 歳入歳出決算書（見積書）抄本（任意様式）
- 3 契約書
- 4 見積（明細）書
- 5 請求書
- 6 領収書
- 7 納品書
- 8 その他町長が必要と認める書類等

（問い合わせ先）

担当

電話

メール

事業実施報告書

団体名

事業名	介護ロボット導入事業
事業実施期間	年 月 日 から 年 月 日
事業の目標達成度	
整備内容 導入した機器	
事業効果等	

様式第 1 1

南伊勢町指令 第 号

南伊勢町介護ロボット導入支援事業費補助金交付確定通知書

(団体名 代表者名) 様

年 月 日付、第 号をもって提出された南伊勢町介護ロボット導入支援事業費補助金事業実績報告書に基づき、年 月 日付、南伊勢町指令 第 号による交付決定に係る補助金の額 円のうち、南伊勢町介護ロボット導入支援事業費補助金交付要綱第 1 6 条の規定により、金 円を確定する。

(なお、既に交付した補助金 円との差額 円の返還を命ずる。)

年 月 日

南伊勢町長 印

# 請 求 書

## 金 円

ただし、年度南伊勢町介護ロボット導入支援事業費補助金として、上記金額を請求します。

年 月 日

請求者 所在地  
団体名  
代表者 印

南 伊 勢 町 長 あて

### 振込口座

金融機関名	
支店名	
口座種別	
口座番号	
口座名義人	



様式13

番 号  
年 月 日

南伊勢町長 へ

申請者 所在地  
団体名  
代表者 印

年度南伊勢町介護ロボット導入支援事業費補助金事業にかかる導入効果報告  
について

年度に南伊勢町介護ロボット導入支援事業補助金を活用した事業について、  
年 月 日現在の導入効果について、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 介護ロボット導入効果報告書（様式14）
- 2 その他参考となる資料

様式 1 4

## 介護ロボット導入効果報告書

法人名 \_\_\_\_\_

事業所等名 \_\_\_\_\_

記入者職氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

事業名	介護ロボット導入事業
事業実施年度	年度
状況報告日	年 月 日
導入した介護ロボット等の名称 ・ ・ ・ ・ ・	・目標への達成度、介護ロボットの使用状況、導入による効果等について記入すること。

(注) 1 業務時間の短縮効果、直接・間接的な負担の軽減効果、介護従事者の満足度等、他の介護事業所等の参考となる具体的な内容とすること。

2 その他参考とすべき資料があれば添付すること。